

平成27年12月

糸田町農業委員会議事録

平成27年12月8日

平成27年12月8日 糸田町農業委員会議事録

- 1 開催の日時 平成27年12月8日(火) 午後1時30分
 1 開催場所 糸田町住民センター 2階 第4研修室
 1 委員会の開催及び閉会に関する事項
 開会 平成27年12月8日 午後1時30分
 閉会 平成27年12月8日 午後2時28分
 1 委員会に出席及び欠席委員は次のとおりである。

| 席順 | 選挙・選任別 | 氏名 | 出欠 | |
|----|----------|-------|----|--|
| 1 | 選挙 | 長谷川芳廣 | 欠席 | |
| 2 | 選挙 | 藤本千鶴子 | 出席 | |
| 3 | 選挙 | 藤村幸久 | 出席 | |
| 4 | 議会推薦 | 小嶋康子 | 出席 | |
| 5 | 農業協同組合推薦 | 植田芳滋子 | 出席 | |
| 6 | 選挙 | 松下順一 | 出席 | |
| 7 | 選挙 | 藤村栄之助 | 出席 | |
| 8 | 議会推薦 | 早麻章三 | 出席 | |
| 9 | 選挙 | 田中力 | 出席 | |
| 10 | 選挙 | 前田勝美 | 出席 | |
| 11 | 選挙 | 廣房徳保 | 出席 | |
| 12 | 議会推薦 | 谷口健次郎 | 欠席 | |
| 13 | 選挙 | 廣房達生 | 出席 | |
| 14 | 選挙 | 廣末勝彦 | 出席 | |
| 15 | 選挙 | 松岡忠文 | 出席 | |
| 16 | 農業共済組合推薦 | 坂元亮一 | 出席 | |

1 議長名は次のとおりである。

会長 坂元亮一

1 職務のため、会議に出席した者

農業委員会事務局長 井上淳

農業委員会事務局 高橋郁恵

1 説明者及び書記は次のとおりである。

農業委員会事務局

1 議案件名は次のとおりである。

- ・議案第 4 号 農用地利用集積計画（所有権移転）
- ・議案第 5 号 農用地利用集積計画（所有権移転）
- ・審議第 5 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について
- ・報告第 1 号 農地法第 18 条 6 項の規定による通知書について

1 議事録署名委員の氏名

8 番 早麻 章三 委員

9 番 田中 力 委員

1 議事経過は以下のとおりです。

会長 それでは 12 月の農業委員会を開催いたします。それでは定足数の確認からお願いします。

事務局長 こんにちは。それでは定足数の確認をさせていただきます。糸田町農業委員会規則第 6 条に基づく定足数につきましては、16 名中 14 名の委員さんが出席しておりますので成立しますことを宣言いたします。以上でございます。

会長 それでは議題に入ります。初めに本日の署名委員さんは 8 番の早麻委員さん、9 番の田中委員さんでお願いします。それでは議題に入ります。議案第 4 号農用地利用集積計画（所

有権移転) について事務局お願いします。

事務局

はい。1 ページをお願いします。議案第 4 号農用地利用集積計画 (所有権移転) について。下記農地について、所有権移転の申請があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により承認を求めらるるものである。

申請人 譲受人 住所 福岡県中央区天神 4 丁目 1 0 番 1 2 号
氏名 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 緒方 義範

譲渡人 住所 田川市●●番地
氏名 ●● ●●

①申請土地の表示

| 土地の所在 | | | | | 所有者 | 耕作者 |
|-------|-----|----|----|-------------------------|-------|-------|
| 町 | 字 | 地番 | 地目 | 面積 | | |
| 糸田町 | 石丸 | ●● | 田 | m ² 2,559 | ●● ●● | ●● ●● |
| 糸田町 | 稗田町 | ●● | | 1,013 | ●● ●● | ●● ●● |
| 計 | | | | 3,572 | | |

②権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

契約の種類 所有権移転
農地引渡時期 承認次第

③権利を設定し、又は移転しようとする事由

譲受人 経営規模の拡大
譲渡人 経営規模の縮小

位置図と字図を添付しておりますのでご確認ください。

会 長 今事務局の方から説明がありましたが、この件について意見等ありませんか？

会 長 ないようですので、議案は承認と致します。それでは議案第5号の所有権移転について説明をお願いします。

事務局 はい。5ページをお願いします。議案第5号農用地利用集積計画（所有権移転）について。下記農地について、所有権移転の申請があったので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により承認を求めるものである。

申請人 譲受人 住 所 福岡市中央区天神4丁目10番12号
氏 名 公益財団法人 福岡県農業振興推進機構
理事長 緒方 義範

譲渡人 住 所 田川郡糸田町●●番地
氏 名 ●● ●●

①申請土地の表示

| 土地の所在 | | | | | 所有者 | 耕作者 |
|-------|-----|----|----|-------------------------|-----|-----|
| 町 | 字 | 地番 | 地目 | 面積 | | |
| 糸田町 | 堤 尻 | ●● | 田 | 2,185 m ² | ●● | ●● |
| 糸田町 | 修理田 | ●● | 田 | 670 | ●● | ●● |
| 糸田町 | 修理田 | ●● | 田 | 1,342 | ●● | ●● |
| 計 | | | | 4,197 | | |

②権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

契約の種類 所有権移転
農地引渡時期 承認次第

③権利を設定し、又は移転しようとする事由

譲受人 経営規模の拡大

譲渡人 経営規模の縮小

位置図と字図を添付しておりますのでご確認ください。

会 長 この件につきまして、ご意見等ありませんか？

一 同 ありません。

会 長 では承認といたします。それでは審議第 5 号農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定について説明をお願いします。

事務局 はい。9 ページをお願いします。審議第 5 号農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地の利用権設定を受ける者ならびに設定をする者の届出がありましたので、農業委員会の承認を求めます。平成 27 年 12 月 8 日糸田町長佐々木淳。

10 ページをご覧ください。

総括

利用権設定存続期間 通年 3 年

利用権を設定する者 2 人

利用権の設定を受ける者 2 人

面積 4,063 m²

利用権設定存続期間 通年 5 年

利用権を設定する者 1 人

利用権の設定を受ける者 1 人

面積 3,499 m²

計

利用権を設定する者 3人
利用権の設定を受ける者 3人
面積 7,562 m²

—事務局明細について読上げ

位置図と字図を添付していますのでご確認ください。

会 長 今事務局の方で説明がありました利用権設定について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

一 同 ありません。

会 長 最後の報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書についてお願いします。

事 務 局 はい。20ページをお願いします。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書について。下記農地について、賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

賃貸人 住所 田川市●●番地

氏名 ●● ●●

賃借人 住所 田川郡糸田町●●番地

氏名 ●● ●●

①土地の表示

| 土 地 の 所 在 | | | | |
|-----------|-----|-----|----|-------------------------|
| 町 | 字 | 地番 | 地目 | 面積 |
| 糸田町 | 石丸 | ●●番 | 田 | m ² 2,559 |
| | 稗田町 | ●●番 | 田 | 1,013 |
| 計 | | | | 3,572 |

②賃貸借契約の内容

契約の種類

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権設定

契約期間

平成23年11月1日～平成28年10月31日

農業委員会届出日

平成27年11月9日

賃貸借の合意による解約をした日

平成27年11月9日

土地の引渡しの時期

平成27年11月9日

位置図と字図を添付しておりますのでご確認ください。

会長 この件につきましては、利用権設定の途中の合意解約でありますので、報告だけにさせていただきます。よろしいですか？

一同 はい。

会長 じゃあこれで議題の4つが終わりまして、5番目のその他に入ります。初めに農地パトロールの報告についてお願いします。

事務局 はい。農地パトロールの結果として報告書をつけています。

□1番について

・対象に至った経緯

ため池がなく、鳥獣被害も拡大してきたこと。

・委員会としての改善指導

新たな耕作者の掘り起しと、周辺の鳥獣害対策強化を推進

する。

□ 2 番について

・対象に至った経緯

立地の悪さや鳥獣被害など。過去の耕作放棄地一斉調査によって農地外に指定されたものの、いまだに地目が農地のままになっている。

・委員会としての改善指導

土地所有者に地目変更手続きを促す。

□ 3 番について

・対象に至った経緯

小作者が亡くなった。

・委員会としての改善指導

立地や水利などは特に問題ないことから、新たな耕作者の掘り起しを推進する。

□ 4 番について

・対象に至った経緯

土地が複数名義であり賃借権の設定が困難なこと、また圃場整備が行われてないため、土地の形が歪であることから耕作が困難で新たな耕作者が見つからない。

・委員会としての改善指導

新たな耕作者の掘り起しを推進する。

以上です。

会 長

今事務局の方から説明と報告がありましたが皆さん方で何かいい提案等がありましたら…で1番についても、地元の委員さんに聞いたらなかなか灌漑用水もないし、水田としては難しいということですよ？だからそれ以外に畑として使えるような方法があればということで、地元委員さんをはじめとして皆さんと考えていきたいと、このように思っています。それとこの3番目は見たところ耕作はもう10年以上耕

作されていないで、雑草も覆い茂ってる。私がある近隣の耕作者に話を持って行って「う～ん」とは言っていたけど、それを耕作してもらうためにはやはり耕作できるぐらいの状態に持って行かないとですね。そこが原状復帰してやっていくには、やはりそれなりの費用とかかかりますので、地権者と十分話をする必要があるんじゃないかと思います。それと4番目の大熊地区のあれは、もう一度地権者と話をして、耕作ができるように話していってみようかと思います。

会 長

じゃあこの農地パトロールの件についてはこれで終わります。ちょっと日にちは早いですが、今年最後の委員会ということで、どうか良い年をお迎えして来年元気な姿でまたお会いしたいと思います。本日はどうもご苦勞様でした。これで閉会と致します。お疲れ様でした。

一 同

お疲れ様でした。

平成27年12月8日午後2時28分終了